

## 【漢検漢字文化研究奨励賞】佳作

### 正倉院文書における「廻」字の用法

川崎医療福祉大学 総合教育センター専任講師 根来 麻子

#### はじめに

正倉院文書には、人・物の進上や期限のある仕事の遅れを禁ずる文言が、しばしば用いられる。多くの場合、「不得」や「不可」など禁止を表す表現に、「ぐずぐずすること」「先延ばしにすること」を表すことばが重ねられる。「ぐずぐずすること」「先延ばしにすること」は、たとえば「怠延」のように、同義もしくは類義の語を重ねた熟語のかたちをとることが多い。それらの熟語は多岐に亘り、漢語のみならず、漢語には見いだしがたいものも少なからず使用されている。本稿で取り上げる「延廻」「怠廻」「廻怠」も、そのひとつである。「延廻」は、漢籍には明代に入ると用例を確認できるものの、奈良時代当時の人々が参照できたと思われる漢籍・仏典等には今のところ用例がみえず、「怠廻」「廻怠」は時代を下っても漢語としての例は見いだしがたい。また、正倉院文書以外では、『万葉集』左注に「延廻」が一例みえるのみで、「ぐずぐずすること」「先延ばしにすること」という意味で用いられる「廻」字の用例自体が僅少である。本稿では、「延廻」「怠廻」「廻怠」における「廻」字の字義・用法を見定め、実用文書の世界で、「廻」字が仕事の遅れを表す文脈において使用された経緯を探りたいと思う。

#### 一、用例概観

##### 1、「延廻」用例

「延廻」は正倉院文書中に八例みえ、そのうち七例が仕事の遅れを禁ずる文脈に用いられる四。

まず、造石山寺所解移牒符案（五例）から見ていく。

##### (1) 石山院牒 奈良政所

応<sub>二</sub>早速進上<sub>一</sub>鑄工<sub>二</sub>人<sub>一</sub>手

右、被<sub>二</sub>因八麻命婦廿四日宣<sub>一</sub>云、奉<sub>二</sub>大上天皇<sub>一</sub>勅<sub>レ</sub>偈、

為<sub>レ</sub>鑄<sub>二</sub>一尺鏡四面<sub>一</sub>、上手工四人許、早速令<sub>レ</sub>召者、宜察

レ<sub>レ</sub>状、且用度令<sub>レ</sub>勘、故不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>日夜<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>持<sub>二</sub>調度<sub>一</sub>進上、

事有<sub>二</sub>期限<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>延廻<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>具<sub>レ</sub>状、附<sub>二</sub>上馬養<sub>一</sub>、以牒

天平宝字六年三月廿五日主典安都宿祢

大僧都

（続々修十八ノ三<sup>15</sup>、十五ノ一七七）

これは、石山院が大僧都良弁の意を受けて写経所政所へ出した牒である。孝謙太上天皇の勅願鏡を製作する鑄工を進上せよ、という内容である。「不論日夜」「事有期限」と、急ぎであることが示されている。「不得延廻」は、急ぐ案件なので期限を過ぎないように念を押す表現であることが分かる。

##### (2) 造東大寺司 牒坂田郡司

合<sub>二</sub>応<sub>一</sub>進上<sub>二</sub>米一百九十九石五斗三升<sub>一</sub>

去宝字四年料租米

右、件米去年六月以前可<sub>レ</sub>進畢<sub>一</sub>、然其米迄<sub>レ</sub>今未<sub>レ</sub>進、仍差<sub>一</sub>充散位少初位下工広道使<sub>一</sub>、副<sub>一</sub>国符一枚<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>向<sub>レ</sub>郡、宜察<sub>一</sub>此状<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>数早速進<sub>上</sub>石山院作所<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>得<sub>一</sub>延廻<sub>一</sub>、今具<sub>一</sub>事状<sub>一</sub>、故牒

天平宝字六年四月十一日

主典安都宿祿

(統修三十三裏<sub>4</sub>、十五ノ一八八)

造東大寺司から坂田郡司に宛てた牒で、去年の六月までに進上し終わるべき租米が未納なので、「早速<sub>六</sub>」進上せよと催促しているものである。すでに遅れている未納租米の督促に際し、「不得延廻」が用いられる。

(3) 符 山作所

合可<sub>レ</sub>作材柴拾肆物

一 棉栲拾枝<sub>四枝各長一丈三尺</sub> 四枝各長一丈七尺並麗四寸八六尺 並<sub>一</sub>広五寸<sub>一</sub>  
<sub>二枝各長一丈三尺直</sub> 左四右四 高七寸羽厚一寸半

右、堂宗屋飛炎棉如<sub>レ</sub>件、宜<sub>下</sub>承<sub>上</sub>知状<sub>一</sub>、月廿日以前令<sub>レ</sub>作、早速進上<sub>上</sub>

一 架六十枝<sub>各長一丈五尺</sub> 角木四枝<sub>各長二丈四尺</sub> 厚五寸半<sub>麗三寸八五尺</sub>

右、仏堂用度如<sub>レ</sub>件、宜<sub>下</sub>承<sub>上</sub>知状<sub>一</sub>、早速令<sub>レ</sub>作<sub>上</sub>、如<sub>レ</sub>仰日限進上<sub>上</sub>、事有<sub>レ</sub>限、不<sub>レ</sub>得<sub>一</sub>延廻<sub>一</sub>、今具<sub>レ</sub>状、以符

主典安都宿祿

案主

六年三月十六

(統々修一八ノ三<sub>11</sub>、十五ノ一六八)

これは、造石山寺所が田上山作所に出した符である。「棉栲」と「架」の製作を命ずるもので、どちらも「月廿日以前令作」「日限進上」と期限が示されている。「事有限」期限があり急ぎの案件であるために、「不得延廻」と期日の遵守を言い渡すのである。

(4) 符 甲賀運材領橘守金弓

充下 酢滓柒升 滑海藻伍斤<sub>五卷</sub> 又若滑海藻壹斤拾貳兩<sub>廿村</sub>

一 車負材法 柱二根 七八寸二丈三尺已下桁二枝

一 丈六尺架方三寸各十六枝已下十四枝已上 三尺檜皮五十捆已下

冊五捆已上

右、泉負法如<sub>レ</sub>右、宜承<sub>上</sub>知状<sub>一</sub>施行、又夫日功十四文已下十二

文已上、食日五升已下四升已上、隨<sub>一</sub>人等<sub>一</sub>耳

右、宜早速令<sub>一</sub>運出<sub>一</sub>、月廿五日以前参向、不<sub>レ</sub>得<sub>一</sub>延廻<sub>一</sub>、今具<sub>レ</sub>状、故符

主典安都宿祿

案主下

三月十八日辰時 以時使檢校

(統々修一八ノ三<sub>12</sub>、十五ノ一六九)

これは、造石山寺所から甲賀山作所の領である橘守金弓に宛てた符である。山作所からの木材の運搬に関して、「月廿五日以前」と期限が切られ、「早速」の運出が求められている。(なお、造石山寺所解移牒符案の残る一例については後述する)

続いて、奉写二部大般若経の写経事業関連文書の用例を挙げる。

(5) (前欠)

- 一 以「明日」、写経用度可<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>節部省<sub>一</sub>、宜承<sub>二</sub>知状<sub>一</sub>、政所申雜使六人許夫十人許受  
以「已時前」、可<sub>レ</sub>參<sub>二</sub>向節部省<sub>一</sub>、事有<sub>二</sub>要促<sub>一</sub>  
以勿<sub>二</sub>延廻<sub>一</sub>、今具<sub>レ</sub>状、以告

主典安都雄足

十二月十七日

(続々修十ノ七裏<sup>7</sup>、十六ノ六八)

安都雄足が上馬養に對して、雜夫・役夫らを連れて明日の巳時まで節部省へ写経用度を持參するよう指示しているものである。「巳時」という期限と「要促」があることを示し、「延廻」するなど述べている。

- (6) 符 難波使社下月<sub>七</sub>弓削伯万呂等

一 米黒十五石 白隨<sub>レ</sub>価得 海藻三百連 塩二百果 大小豆麦等

先如<sub>レ</sub>員、自余海菜隨<sub>二</sub>買得<sub>一</sub>、直<sub>二</sub>貫以下限<sub>一</sub>

折薦隨<sub>レ</sub>得耳、又細繩甘<sub>了</sub>荏

右、得<sub>二</sub>進上状<sub>一</sub>、具知<sub>二</sub>事趣<sub>一</sub>、但綿者、上件物彼錢限買取

即返船乘、月十日以前入<sub>レ</sub>京、以不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>延廻<sub>一</sub>、又雖<sub>二</sub>直六十三四

文充<sub>レ</sub>買<sub>レ</sub>之、非<sub>二</sub>五文已上<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>売却<sub>一</sub>、今具<sub>レ</sub>状、附<sub>二</sub>廻使

阿刀乙万呂、以符

主典安都宿祢

天平宝字六年潤十二月一日

(続々修四ノ二十一<sup>3</sup>、十六ノ一〇九)

これは、奉写二部大般若経解釋牒案に収められる文書で、造東大寺司が社下月人と弓削伯麻呂に物品の購入と売却を命じた符である。文書の発行日は宝字六年閏十二月一日だが、同月十日以前に奈良に帰ることが要求され、その直後に「不得延廻」とあるので、交易を済ませたらすぐに帰還するよう釘をさしているのであろう。ここでも、「月十日以前入京」という期限に遅れぬよう指示する表現としてある。

- (7) 造東大寺司 牒山階寺三綱務

奉請法花経壹十部<sub>无統</sub>

右、為<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>本経<sub>一</sub>奉請如<sub>レ</sub>件、乞<sub>レ</sub>察<sub>二</sub>事趣<sub>一</sub>

字構不<sub>レ</sub>誤、暫問令<sub>レ</sub>請、事小<sub>二</sub>勅<sub>一</sub>

語<sub>一</sub>以勿<sub>二</sub>延廻<sub>一</sub>、故牒

天平勝宝六年八月七日

判官正六位上石川朝臣豊麻呂

使工石主

(続々修十六ノ五<sup>10</sup>、十三ノ九八〜九九)

これは、造東大寺司が山階寺に法華経の貸与を依頼した牒である。期限に関する記述はみえないものの、「勅語」(時の天皇は孝謙)であることを明示し、「勿延廻」と念を押している。

正倉院文書以外の上代文献では、『万葉集』の書簡に一例「不須延廻」がみられる。

- (8) 越前国椽大伴宿祢池主来贈戯歌四首

忽辱<sub>二</sub>恩賜<sub>一</sub>、驚欣已深。心中含<sub>レ</sub>咲、独座稍開、表裏不<sub>レ</sub>同、相違何異。推<sub>二</sub>量所由<sub>一</sub>、

率尔作<sub>レ</sub>策敷。明知加<sub>レ</sub>言、豈<sub>二</sub>有他意<sub>一</sub>乎。凡<sub>レ</sub>買<sub>二</sub>易本物<sub>一</sub>、其罪不<sub>レ</sub>輕。正贓倍贓、宜<sub>二</sub>急并滿<sub>一</sub>。今勒<sub>二</sub>風雲<sub>一</sub>、發<sub>二</sub>遣徵使<sub>一</sub>。早速返報、不<sub>レ</sub>須<sub>二</sub>延廻<sub>一</sub>。

勝宝元年十一月十二日、物所<sub>二</sub>貿易<sub>一</sub>下吏

謹訴<sub>二</sub> 貿易人断官司 庁下<sub>一</sub>

(卷十八・四一二八、四一二九 池主書簡)

池主が家持に送った書簡で、末尾の表現について滝川政次郎氏は、「これ(筆者注)『早速返報、不須延廻』は訴状を受けた裁判所が、その被告に対して答弁書(陳状)を差出すべき旨を命ずる命令書末尾の極り文句である」と指摘している。池主が故意の戯れとして訴訟関連の表現を用いたと理解されている箇所であり、正倉院文書と用語が共通することも指摘されている。なお「延廻」は、後の時代には、『小右記』や行政文書類に用例が確認できる。

## 2. 「怠廻」「廻怠」用例

「怠廻」は二例、造石山寺所解移牒案にみえる。

(9) 造東大寺司石山院所牒 愛智郡司

合所<sub>レ</sub>進宝字四年料租米一百卅八斛九斗四升<sup>先且進百石</sup><sub>今可進卅八石九斗四升</sub>

右、造作院料、件米充用事者、尤彼郡司所<sub>レ</sub>知、然数雖<sub>レ</sub>令

<sub>レ</sub>乞、迄<sub>二</sub>今時<sub>一</sub>未<sub>二</sub>進畢<sub>一</sub>、宜承<sub>二</sub>知此趣<sub>一</sub>、残所依<sub>レ</sub>員、即副<sub>二</sub>此使

等<sub>一</sub>進上、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>怠廻<sub>一</sub>、仍差<sub>二</sub>散位少初位下丸部足人、未選

舍人弓削伯万呂等<sub>一</sub>、充<sub>レ</sub>使發遣如<sub>レ</sub>件、今具<sub>二</sub>事状<sub>一</sub>、故牒

天平宝字七年正月廿六日散位從八位上下村主

別当主典正八位上安都宿祿

(統修別集六〇、五ノ三八三)

これは、石山院所が愛智郡司に対し、宝字四年料の租米を督促する牒である。しばしば納入を催促してきたが、まだ完納していないことを指摘し、「不得怠廻」と、残量を早く納入するよう求めている。期限は特に示されていないものの、すでに遅れていることは明白であり、できるだけ早い納入を命じている。

(10) 符 山作所領玉作子綿等

合可<sub>二</sub>山作<sub>一</sub>材五枝

柱卅根<sup>各長一丈一尺 本徑七寸已上八寸已下</sup> 樋廿枝<sup>各長二丈 方四寸</sup>

右件材木、今急令<sub>三</sub>早速進<sub>二</sub>上寺家<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>怠廻<sub>一</sub>、符到奉行

主典安都宿祿 領上馬養

六年四月十七日

(統修後集三十三裏③、十五ノ一九〇)

造石山院所が田上山作所の領・玉作子綿等に宛てて出した牒である。指示した材木を早く進上するよう求めている。これも期限は示されていないが、「急」「早速」の文言から、急ぎの案件であることが分かる。

「廻怠」は一例みえる。

(11) 造東大寺司

召河内石嶋<sup>二月廿六日参</sup>

河内稲万呂

牛鹿足嶋<sup>三月四日参</sup>

(後略)

右、得<sub>二</sub>画工司状<sub>一</sub>云、被<sub>二</sub>中務省宣<sub>一</sub>俣、為

彩<sub>レ</sub>色大仏殿之天井<sub>一</sub>、件人等令<sub>レ</sub>向<sub>レ</sub>東

者、宜<sub>下</sub>承<sub>レ</sub>知此状<sub>一</sub>、早參<sub>向</sub>寺<sub>上</sub>

事有<sub>二</sub>期限<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>廻怠<sub>一</sub>、仍差<sub>二</sub>左大舍人<sub>一</sub>四從

七位下秦里人<sub>一</sub>五充<sub>レ</sub>使、故召、到<sub>二</sub>依<sub>レ</sub>例供給馬食<sub>一</sub>

次官高麗朝臣

判官川内惠師

天平宝字二年二月廿 (統修四十三<sub>①</sub>、四ノ二六〇<sub>②</sub>二六<sub>③</sub>一)

これは、造東大寺司が画工らを召集した召文である。大仏殿の天井を彩色する仕事のために参向することを求め、期限があるため「不得廻怠」と述べている。

「怠廻」「廻怠」ともに、期限があったり急ぎであったりする案件に対して、「先延ばしにするな」と命ずる禁止表現の中に用いられる点で、「延廻」の用法と同様である。

なお、「怠廻」「廻怠」は、正倉院文書以外の同時代資料、および後世の資料にはみえない。

## 11、「廻」字の字義

### 1、「廻」字の字義

「廻」(迴・回)字<sub>二</sub>六<sub>一</sub>の基本的な意味は、「まわる」「めぐる」である。「轉也」(『説文解字』、「旋也」(天治本『新撰字鏡』)とあるように、らせん状の動きを基本とする。そこから、「遠也」「廣也」(『新撰字鏡』)や「避也」(高山寺本『篆隸万象名義』)のような意味が派生していったとみてよい。

上代文献・資料における動詞としての「廻」字は、①周りをまわる(「吾与汝行<sub>二</sub>廻逢<sub>一</sub>是天之御柱<sub>一</sub>而」『古事記』上巻)、②迂回する・遠回りする(「執<sub>レ</sub>兵者多満<sub>二</sub>山中<sub>一</sub>。宜<sub>下</sub>廻<sub>上</sub>自<sub>レ</sub>當摩徑<sub>一</sub>踰<sub>レ</sub>之上」『日本書紀』卷第十二・履中天皇即位前紀)、③帰る・戻ること(「廻<sub>二</sub>日遭<sub>一</sub>逆風<sub>一</sub>漂<sub>レ</sub>著唐国南边驩州<sub>一</sub>」『続日本紀』卷第三十五)、④回す(「廻<sub>レ</sub>首顧<sub>二</sub>阡之間<sub>一</sub>、則有<sub>二</sub>化神<sub>一</sub>。是謂素戔鳴尊」『日本書紀』卷第一第五段・一書第一)、⑤(位を)譲り渡す(「廻<sub>二</sub>臣所<sub>レ</sub>給太師之任<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>讓<sub>二</sub>南北両左大臣<sub>一</sub>者」『続日本紀』卷第二十三)などの意味で用いられるが、正倉院文書の「廻」と同じような、「物事を先延ばしにする」という意味に相当するような用例は他の上代文献には見いだせない。

### 2、「おいたる」「たがう」意味を表す「廻」字

正倉院文書における「廻」字の意味を考える上で参照すべきものとして、漢籍に次のような例がある。

(12) 庾信高鳳読書不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>流<sub>レ</sub>麦賛曰、「高鳳好<sub>レ</sub>学、専心不<sub>レ</sub>廻。留<sub>二</sub>連経笥<sub>一</sub>、对<sub>二</sub>玩書台<sub>一</sub>。石門雲度、銅梁雨来。麦流雖<sub>レ</sub>遠、書卷猶開」。

(『藝文類聚』第五十五卷 雜文部一 読書)

(13) 且臣聞<sub>二</sub>吐蕃之性<sub>一</sub>、慄悍果決、敏<sub>レ</sub>情持<sub>レ</sub>銳、善<sub>レ</sub>学不<sub>レ</sub>廻。

(『旧唐書』列伝第一百四十六上 吐蕃上)

(12)は、高鳳という人物が、読書を好むあまり、暴風雨で自分の畑の麦が流されていることにも気づかなかったという逸話である。ここの「不廻」は、高鳳の性質として、学

を好んでそれに心を砕き、一途に取り組むことをいうと思われる。(13)も同様に、吐蕃の人々の性質を述べる箇所、「善学不廻」とある。ここでも「不廻」は、学問に一途に取り組むことを指すと思われる。

- (14) 鞞索迦国 周四千余里、国大都城、周十六里。穀稼殷盛、花果具繁。气序和暢、風俗淳質。好<sub>レ</sub>学不<sub>レ</sub>倦、求<sub>レ</sub>福不<sub>レ</sub>廻。  
〔《大唐西域記》卷第五〕

これも同様に、西域の国・鞞索迦国の人々の性質について、「好学不倦、求福不廻」とある。当該箇所は対句になっていることから、「不廻」は「不倦」と類義であると考えられる。長寛元年（一一六三）加定の石山寺本『大唐西域記』では、「廻」に「タユマ」の訓があり、福を求めることをたゆまない、つまり熱心である意と理解されていたことがうかがえる。

こういった例をみると、「不廻」は物事に熱心であるさま・専心するさまを表しているといえる。よって「廻」は、「専心」「善学」「好学」の逆、すなわち、気が逸れるさま、おこたるさま、なおざりにするさまをいうものと理解できる。

さらに「廻」(回)字には、「迴 邪也避也」〔《篆隸万象名義》〕という訓詁に示されるように、ただおこたるだけではなく、「たがう」「背く」「(意思を)曲げる」という意味で用いられる例も見受けられる。

- (15) 維此文王 小心翼翼 昭事<sub>二</sub>上帝<sub>一</sub> 聿懷<sub>二</sub>多福<sub>一</sub> 厥德不<sub>レ</sub>回 以受<sub>二</sub>方国<sub>一</sub>  
〔《詩經》大雅 文王之什 大明〕
- (16) 王猶允塞 徐方既来 徐方既同 天子之功 四方既平 徐方来<sub>レ</sub>庭 徐方不<sub>レ</sub>回  
王曰還帰  
〔《詩經》大雅 常武 蕩什〕

- (17) 先是平帝時、敵與<sub>レ</sub>崇俱朝<sub>二</sub>京師<sub>一</sub>、助<sub>二</sub>祭明堂<sub>一</sub>。崇見<sub>二</sub>莽將<sub>レ</sub>危<sub>二</sub>漢室<sub>一</sub>、私謂<sub>レ</sub>敵曰「安漢公擅<sub>二</sub>国権<sub>一</sub>、群臣莫<sub>レ</sub>不<sub>二</sub>回<sub>レ</sub>從<sub>一</sub>」。社稷傾覆至矣。(後略)〔

〔後漢書〕卷十四 宗室四王三侯列伝第四 城陽恭王祉〕

(15)は、周王朝の始祖・文王を讃えた詩の一部である。文王は謹んで上帝に仕え、国に福をもたらした。「不回」は鄭箋に「回違也」とあり、文王の徳が天命にたがわず大國を授けられたことをいうと考えられる。また(16)は、周の宣王が徐國を降伏させたことを讃える詩の一部である。引用の末尾「徐方来庭」は徐國の人々が来朝したことをいい、「徐方不回」は鄭箋に「回猶違也」とあるように、宣王の命にたがわず恭順の意を示したことをいうのであろう。(17)では、安漢公(王莽)が漢の国政をほしいままにしたとき、群臣が皆逆らわず従ったことを「莫不回從」という。李賢注には「回、曲」とある。「曲從」は、『漢書』季布列伝(卷三十七)の「諸將皆阿呂太后」に対する師古注として「阿曲也、曲從其意」とあることから、阿り本意を曲げることをいう。よってここでの「回從」は、王莽の権勢に対し、心中では快く思っていないながらも従ったことをいうと思しい。

### 3. 漢語「遲廻」(回)1

さらに、「廻」字を用いた熟語として参照されるのは、「遲廻」(回)である。

- (18) 東海恭王彊。建武二年、立<sub>二</sub>母郭氏<sub>一</sub>為<sub>二</sub>皇后<sub>一</sub>、彊為<sub>二</sub>皇太子<sub>一</sub>。十七年而郭后廢。彊常感感不自安、数因<sub>二</sub>左右及諸王<sub>一</sub>陳<sub>二</sub>其懇誠<sub>一</sub>、願<sub>二</sub>備<sub>二</sub>蕃国<sub>一</sub>。光武不<sub>レ</sub>忍、遲<sub>レ</sub>回者数歳、乃許焉。(《後漢書》卷四十二 光武十王列伝第三十二 東海恭王彊)

(19) 王敦作<sub>レ</sub>逆。詔<sub>レ</sub>峻討<sub>レ</sub>敦。ト<sub>レ</sub>之不吉。遲廻不<sub>レ</sub>進。及<sub>二</sub>王師敗績<sub>一</sub>、峻退保<sub>二</sub>盱眙<sub>一</sub>。

〔《晋書》卷百 列伝第七十 蘇峻〕

(20) 崇大怒、牒<sub>二</sub>報若水<sub>一</sub>曰「劉聰偽主、徳不<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>妖。今日聖朝、妖不<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>徳。古之良守、蝗蟲避<sub>レ</sub>境。若其修<sub>レ</sub>徳可<sub>レ</sub>免、彼豈<sub>二</sub>無<sub>レ</sub>徳致<sub>レ</sub>然<sub>一</sub>。今坐看<sub>レ</sub>食<sub>レ</sub>苗、何忍不<sub>レ</sub>救。因以飢饉、將<sub>二</sub>何自安<sub>一</sub>。幸勿<sub>二</sub>遲廻<sub>一</sub>、自招<sub>二</sub>悔吝<sub>一</sub>」

〔《旧唐書》卷九十六 列伝第四十六 姚崇〕

(18) は光武帝の子の一人であった疆の列伝である。疆は母が皇后に立てられたことから皇太子となったが、後にその母が皇后の座を廃されたため、自らの今後の立場に不安を感じ、臣籍に降下することを願ひ出た。光武は残念がって、数年間その申し出を受諾しなかったが、ようやく許したという。ここでの「遅回」は、光武帝がためらいによりぐずぐずと決心がつかなかったことをいう。

(19) は、王敦の反乱を討伐するよう命ぜられた蘇峻が、占いの結果、進撃することが不吉だと知ったため、進軍しなかったという場面である。ここでの「遅廻」も、占いの結果を考慮したために、進軍の命を実行しなかったことを示している。

(20) は唐の官人・姚崇の列伝である。山東にいなこの害が起こったとき、姚崇は汴州刺史・倪若水に驅逐を命じたが、若水は、蝗害は天災なので手を出さず、徳を修めるべきであるとして命令に従わなかった。そこで崇は怒り、「稲が食べられるのを看過し、そのために飢饉が起こったらどうするのだ」と若水を叱責した。そして「幸勿遅廻、自招悔吝」と、いなこの驅逐が後れて稲が被害に遭い、後悔を招くことのないように、と強く促した。ここでも、「遅廻」は、いなこの害に対する対策を行わないことを指しており、為すべき行動を起こさないと意味で用いられている。

また、「祇廻」という熟語の注として、『史記索隱』に次のようにある。

(21) 太史公曰、「詩有<sub>レ</sub>之。『高山仰止、景行行止。』雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>至、然心鄉<sub>二</sub>往<sub>一</sub>之。余

讀<sub>二</sub>孔氏書<sub>一</sub>、想<sub>二</sub>見其為<sub>レ</sub>人<sub>一</sub>。適<sub>レ</sub>魯、觀<sub>二</sub>仲尼廟堂<sub>一</sub>・車服<sub>一</sub>・礼器、諸生以<sub>レ</sub>時習<sub>中</sub>

礼其家<sub>上</sub>。余祇廻留<sub>レ</sub>之、不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>去<sub>二</sub>云<sub>一</sub>。〔《史記》卷四十七 孔子世家第十七〕

〔索隱〕祇、敬也。言祇敬遲回不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>去<sub>レ</sub>之。有本亦作「低回」。義亦通。

司馬遷が魯の国に赴いて、孔子の廟堂を觀たときのことを語る一節である。仲尼の廟堂・軍服・礼器や、諸生が時節ごとに孔子の教えを学んでいる様子を見て、「祇廻留之」という。「祇廻」は『史記索隱』に「祇敬遅回」と注される通り、ここでは、恭しくて後ろ髪を引かれ、なかなか立ち去ることができない様子をいうとみてよい<sub>一</sub>。

このように「遅廻(回)」は、何らかの理由により、為すべき次の行動に移らないことをいう熟語であることが分かる。

#### 4、日本における「おこたる」「たがう」意味を表す「廻」字

このようにみると、「廻」字の字義のひとつとして、おこたるさま、為すべきことを為さないさま、という意味があることが分かる。また文脈によっては、より積極的な意志を以て為さない―すなわち「たがう」「背く」「(意思を)曲げる」といった意味に用いられることもある。正倉院文書の「延廻」「怠廻」「廻怠」における「廻」字の意味は、こういった漢語「廻」字と通ずる。「廻」に、時間の経過を表す「延」や、官人の勤務評定に大きく関わる「怠」<sub>九</sub>が重ねられ熟語となり、「不得」「不可」等の禁止表

現が加わることで、期限がある・急を要するなどの案件に対して、「ぐずぐずするな」「早くせよ」と命ずる表現として用いられているのである。

正倉院文書中には熟語以外に、類似する用法の「廻」字が一例みえる。

(22) 召 酒豊足 古東人 秦毛人

(中略)

以「前人等」依「有」行事、皆悉追喚、宜承「知状」、限「今月卅日」向赴、

然件人等、或数唱不問、或以「理廻」、宜「皆勿」怠、早速向赴、但坊職得者、

人別進紙三張、成選人別六張、今以「状」下符、

玄蕃頭 造寺次官 判官

天平廿年七月廿九日即時放走

阿刀酒主

志斐麻呂

(続々修二十四ノ六裏<sup>13</sup>、十ノ三一八)

これは、写経所が「行事」のために、経師らを召喚した文書である。参向するように命じたにもかかわらずなかなか集まらないため、再び催促している内容である。傍線部について、前半の「或数唱不問」は、しばしば呼び出しがあるにもかかわらず参向しないことをいうのであろう。とすれば、後半の「或以理廻」とは、理由をつけて参向しないという意味ではなからうか。ここでの「廻」も、召喚に応えない、すなわち、為すべきことを為さず、命にたがうことを示していると思われる。

こういった「廻」字の意味用法を、書き手である官人らはどこで習得したのであろうか。そのひとつの契機として考えられるのが、律令である。『政事要略』所収の「応下任法禁断奸通五畿内近江丹波等国庸調租税輩事」が引用する「厩庫律」に、次のようにある。

(23) (前略) 厩庫律云、応輸課税及入官之物、而廻避詐匿不輸、或巧偽濫惡者、計所闕、准盜論。(後略)

『政事要略』巻五十一 交替雜事 天曆元年閏七月十六日  
租税の納入を避けて隠したり、偽って悪用するならば、不足分を計上し、盗用に準ずる扱いをすることを記している。ここでの「廻避」は、租税の納入という義務を遂行せず避けるという意味で用いられている。

後世の例ではあるが、『類聚三代格』所収の太政官符にも、「廻避」がみえる。

(24) (前略) 而頃年国宰疎慢殊甚、違命者衆応召者寡、或懶出国境、廻避不来、或雖到府頭、拒捍徒帰。『類聚三代格』巻第七・牧宰事、齊衡二年二月十七日  
国宰(国司)の怠慢に対する処罰を求める符に引用された大宰府解である。朝命に違う国司が多く、応じる者が少ないことを指摘する。ある者は都を出ることを怠り「廻避」して来ず、ある者は国府まで来るものの、着任を拒否して帰ってしまう、と記される。ここでの「廻避」は、国司が任国への出立という義務を遂行せず避けることをいうものと思われる。

また、『令集解』所引の古記には、「遅廻」が一例みえる。

(25) 若得牛黄者<sup>1</sup>別進。

謂、不得「処分」、随得即進。故云<sup>2</sup>「別進」、积无「別也」。古記云、問、若得<sup>3</sup>「牛黄」

者別進、未<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>其別<sub>一</sub>。答、皮脳角此等収集、至<sub>二</sub>調時<sub>一</sub>其進。又得<sub>レ</sub>充<sub>二</sub>国内雜用<sub>一</sub>。但牛黄一色、随<sub>レ</sub>得即進上。不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>遲廻<sub>一</sub>。故云<sub>二</sub>別進<sub>一</sub>之也。  
(既牧令)

ここでは、牛黄（牛の胆石）を得たときは、得たまますぐに進上せよ、「遅廻」するな、とある。否定辞を伴い禁止を表す点で、正倉院文書の「延廻」「怠廻」「廻怠」の用法と同様である。「古記」は天平十年ころの成立とされるもの<sup>10</sup>であるから、奈良時代にはすでに「遅廻」という語が官人らの知識に上っていたものと思われる（ただし正倉院文書に「遅廻」はみえない）。

『日本書紀』『続日本紀』等の主要な上代文献・資料の中には、これまでみてきたような意味で用いられる「廻」字の例は見いだせない。しかしながら、『政事要略』所収文書所引の「既庫律」や、『令集解』所引の古記に、「廻避」「遅廻」という「廻」を用いた熟語がみえることは注意してよい。奈良時代において、律令やその注釈書、そしてそれに基づく実務にかかわる語として、「為すべきことを為さない」という意味の「廻」字の用法が受容され使用されていたことの証左となるからである。正倉院文書における「延廻」「怠廻」「廻怠」の「廻」も、その一端として把握することができよう。

### 三、「日」「日時」を伴う「廻」UNSN

#### 1、正倉院文書における用例

ここで、先に検討を保留した「延廻」の一例に目を向けたい。

(26) 造石山院所解 申送物并請物等事

一 請帛帳一條<sup>四副</sup>

右、奉<sub>レ</sub>彩<sub>二</sub>色菩薩像<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>用、所<sub>レ</sub>請如<sub>レ</sub>件

一 請<sub>二</sub>画師<sub>一</sub><sup>若部淨人 若無者尾張古方呂</sup>

右、上楯万呂等款云、依<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>人之、彩<sub>二</sub>色物<sub>一</sub>「日可<sub>二</sub>延廻<sub>一</sub>」、若有<sub>二</sub>件人許給事<sub>一</sub>、今十箇日間可<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>彩色畢<sub>一</sub>、但彼雇役功、日每充<sub>二</sub>冊文<sub>一</sub>給耳者、今依<sub>二</sub>申状<sub>一</sub>、此<sub>レ</sub>実<sub>二</sub>行<sub>一</sub>事大進、画師少乏、仍申送如<sub>レ</sub>件

天平宝字六年七月九日 下 (正集五裏<sup>5</sup>、十五ノ二二二)

これは、造石山院所から造東大寺司への解で、絵師・上楯万呂の申し出が引用されている。楯麻呂は、画師の人手が足りないために、「彩色物日可延廻」と述べている。具体的な期日は不明だが、予め設けられた期限があるのだろう。もし人を派遣してくれたら、十日以内に彩色を終わらせる、と宣言している。

ここでの「延廻」の特徴は、「先延ばしにするな」という禁止表現ではないことと、「日可延廻」―すなわち、「日」を（が）「延廻」する、という格関係になっていることである。「延廻」する対象として「日」という語が示されている点で、これまで見てきた他の例とは一線を画して扱う必要があると考える。

「日（日時）」と結びつく「廻」字の類似例としては、正倉院文書中に次の二例がある。

(27) 奉写 御執経所

請開元积経録一部<sup>之中第十九 第廿 先請来</sup>

右、以同日二日、依<sub>二</sub>少僧都宣<sub>一</sub>、差<sub>二</sub>六人部嶋継<sub>一</sub>所

<sub>レ</sub>請、迄<sub>レ</sub>今不<sub>レ</sub>来、更自<sub>二</sub>内裏<sub>一</sub>依<sub>二</sub>明軌尼師宣<sub>一</sub>、差<sub>二</sub>建

部人成<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>奉請<sup>レ</sup>如<sup>レ</sup>件、可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>御覽<sup>二</sup>、勿<sup>レ</sup>廻<sup>二</sup>日時<sup>一</sup>。

天平宝字八年八月廿五日信部史生大隅公足

(続々修十七ノ五<sup>2</sup>)、十六ノ五五二)

奉写御執経所から、經典を請う文書である。天皇が御覧になるものなので、早く持参するよう命じている。傍線部は、「日時を廻らすこと勿れ」と訓める。

(28) 謹解

可<sup>二</sup>雇進越<sup>一</sup>椶流川道知人等

右人等雇定可<sup>二</sup>進越<sup>一</sup>、但食功者常有<sup>レ</sup>限、然川水太、故日不<sup>レ</sup>廻流来矣

天平宝字六年七月十九日

(後略)

(続修三十<sup>10</sup>)、五ノ二五二)

これは、宇治司である阿刀宇治麻呂が、椶工を遣わせという造石山院所の要求に対して出した、返答の解である。椶工を雇って進上する予定だが、賃金と食料に限りがあること、今は川の水も多いので、早く木材を流してよこしてください、と依頼する内容である。ここでの「日不廻」は「日(を)廻らさず」と訓むことができ、(切)と同様、「日を経過させずに」という意味であろう。

当該二例は、(26)の「日可延廻」と同様、「勿廻日時」「日不廻」というように、「廻」する対象である「日(日時)」という語が示されている。つまり、これらの用例における「廻」字は、「日(日時)」を「経過させる」意で用いられているといえる。

しかし、前節で概観した漢語としての「廻」字は、為すべきことを為さないさまを表すものであった。もちろん、為すべきことを為さなかった結果、「日(日時)」が経過してしまうのであるが、「廻」字自体に、時間を経過させる意味で用いられる例があるかといえ、そういった例を漢籍の中に見いだすのはなかなか難しい。

## 2、漢籍における「廻(回)日月」

(29) 譬如<sup>二</sup>賊有三重<sup>一</sup>。一人器械鈍、身力羸、智謀少、先破<sup>二</sup>三重<sup>一</sup>。更整<sup>レ</sup>人物<sup>一</sup>方破<sup>二</sup>第三<sup>一</sup>。所以<sup>二</sup>遲廻日月<sup>一</sup>。有<sup>レ</sup>人身壮兵利、權多。一日之中即破<sup>二</sup>三重<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>待<sup>二</sup>時節<sup>一</sup>。

(『摩訶止観』卷第六下)

これは隋の天台僧・智顛の教説をまとめた『摩訶止観』の一節である。經典を内容面から四つに分類したうちの「円教」について述べる箇所、円教が三惑(修行を妨げる三つの煩惱)を断ずる力について、賊を撃退することに擬えて説明している。もし一人なら、動きが鈍く体力もすぐに尽き、策略を考える知力も乏しくなる。したがって、先に二重を破ってから、体制を整えて第三(ここでは三惑のひとつである「無明惑」の比喻)を破ることになる。それでは「遅廻日月」してしまう。もし複数人いて、それらの人が勇壯で勢いがあり良い策略もあれば、一日で三重の賊を破り、時間をかけることはない、という。「遅廻日月」は時間を経過させることを表しており、「日月」が「遅廻」の目的格となっている点で、正倉院文書の「日可延廻」「勿廻日時」「日不廻」の用法とある程度近い。

「遅廻(回)」が時間表現と結びつく例には、「遅廻者三日」(『晋書』卷五十四 列伝第二十四 陸雲)や「至巴陵、遅回十余日不<sup>レ</sup>進」(『南齊書』卷三十八 列伝第十九 蕭穎胄)などがあり、遅廻(回)した結果として経過する日数が示される点では参照さ

れる。前述した「遅廻」の用例(18)にも「遅回者数歳」とあった。ただ、(29)ほどはっきりと「日(日月)」が「遅廻」の目的格となっている例は、今のところ他に見いだせていない。

次に挙げるのは、日月を循環させる意味を表す「廻(回)」字の例である。

- (30) 忠翼、宦官也。本名清潭。與董秀<sub>レ</sub>皆有<sub>レ</sub>寵<sub>二</sub>於代宗<sub>一</sub>。天憲在<sub>レ</sub>口、勢廻<sub>二</sub>日月<sub>一</sub>、貪<sub>二</sub>饗納<sub>レ</sub>賄<sub>一</sub>、貨産<sub>二</sub>巨萬<sub>一</sub>。〔旧唐書〕卷百十八 列伝第六十八 劉忠翼
- (31) 群心悲惋、亦或天地神靈所<sub>レ</sub>以垂<sub>二</sub>至戒<sub>一</sub>。啓<sub>二</sub>聖情<sub>一</sub>、伏願<sub>二</sub>聖后<sub>一</sub>。回<sub>二</sub>日月之明<sub>一</sub>、察<sub>二</sub>微臣之請<sub>一</sub>、停<sub>二</sub>司徒逼同之号<sub>一</sub>、從<sub>二</sub>卑下不<sub>レ</sub>踰之称<sub>一</sub>、畏<sub>二</sub>困上之鑿<sub>一</sub>、邀<sub>二</sub>謙光之福<sub>一</sub>、則天下幸甚。〔魏書〕卷七十八 列伝第六十六 張普恵

(30)は、忠翼という宦官が、皇帝の寵愛を受けて権力を持ったことを記す箇所である。「天憲口在」とは、勝手に法律を乱用して人に刑罰を与えることで、ここでの「勢廻日月」は、政事や世の中をほしのまま・思うままにした、という意味であろうと思われる。(31)は、宣武帝の妃嬪であった靈太后の父・胡国珍が亡くなったとき、「太上」という称号が贈られたことについて、張普恵が諫めた上表文の一部である。「太上」を人臣に追贈することの非を説き、撤回を求めるもので、ここでの「回日月之明」は、日月の運行を司る一天下に君臨して正しく政治を執ることを示していると思しい。このように、「日(日月)」と「廻(回)」とが結びつく例は散見されるものの、時間を経過させる意味とは若干の距離がある<sup>三三)</sup>。

### 3. 日・時間の先延ばしを表す表現

正倉院文書において、時間を経過させることは、通常「延」字によってあらわされることが多い。

- (32) 符 橘金弓

可<sub>二</sub>進上<sub>一</sub>大小豆等事

右者、可<sub>二</sub>進上<sub>一</sub>月過、依<sub>レ</sub>何迄<sub>レ</sub>今不<sub>レ</sub>進、仍差<sub>二</sub>散位丸部足人<sub>一</sub>徵<sub>二</sub>發遣<sub>一</sub>、宜<sub>下</sub>承<sub>上</sub>知状、早進上、若可<sub>レ</sub>怠者、金弓身早速参向、以不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>延<sub>レ</sub>日、故符

主典安都宿祢

天平宝字六年潤十二月一日

(続々修四ノ二十一) ③、十六ノ一一〇)

- (33) 牒 造寺司政所 請木工伍人

山子相<sub>若<sub>レ</sub>无<sub>レ</sub>者<sub>佐<sub>レ</sub>伯<sub>佐<sub>レ</sub>留</sub></sub> 川瀬田使<sub>若<sub>レ</sub>无<sub>レ</sub>者<sub>勾<sub>レ</sub>平</sub> 秦九月 他田小豊 勾猪万呂</sub></sub>

右、自<sub>レ</sub>先雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>木工五人<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>事成<sub>一</sub>、是以為<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>作<sub>二</sub>安居堂<sub>一</sub>、上件工等早速令<sub>レ</sub>向 事有<sub>二</sub>期限<sub>一</sub>、以勿<sub>レ</sub>延<sub>レ</sub>日、今具<sub>レ</sub>状、以牒

天平宝字二月

(続々集十八ノ三) ②、十五ノ一五〇)

正倉院文書中に「延日」は七例みえる(語順が転倒した「日延」も一例ある)。「延日」は、(32)(33)の挙例のごとく、一例を除き否定辞を伴う禁止表現として文書の末尾に用いられる。「勿廻日時」「日不廻」と用法上近い。他に、「不得延時」(続々修二ノ四)⑤、九ノ五)「不得今日延之」(続修後集二十八裏)⑤、十五ノ一四三)のような例もみえる<sup>三三)</sup>。

「延日（日月）」は、漢籍にも散見される表現である。

(34) 凡守城者、以「亟傷」敵為「上」。其「延日」持「久」、以待「救之至」、不「明」於守「者」也。  
〔墨子〕卷十五、号令第七十

(35) 外失「輔車唇齒之援」、内有「毛羽零落之漸」。而「徘徊危」国、冀「延日」月、「此猶魏武侯却指」河山、「以自強大」上。（孫子蒯「為石仲容與孫皓書」、『文選』卷第四十三）

(34)は城を守る上策について述べた箇所、日を延ばし時間をかけて救援を待つのは得策ではない、と述べられている。(35)は、国外に援軍がなく、国力の衰えも見え始めているのに、ぐずぐずして国が危険に晒されたままにして、日月を引き延ばすことを願うのは、魂の武侯が（本来国の存亡とは無関係の）山河の景を愛でて国の強大さを誇ったようなものだ、とする。

また、「延引日月」という表現もある。

(36) 艾重言曰、「（前略）今蜀拏「眾婦」命、地尽「南海」、東接「吳会」、宜「早鎮定」。若待「国命」、往「復道途」、延「引日月」。」（『三国志』魏書 卷第二十八、鄧艾列伝）

魂の將軍・鄧艾は、蜀を滅ぼした功績によって名誉を得ていたが、独裁的な行動が目立ったため、司馬昭がそれを諫めた。しかし鄧艾は聞かず、独断で呉を攻めて滅ぼすことを提案した。国命を待っていたら、時期を失ってしまうからという理由である。ここでは、呉への侵略が先延ばしになってしまうことを、「延引日月」といつている。

(37) 如有「重病」応「救」、請「浄行者」、經「古僧綱」、「三綱」連署、期日令「赴」。不「得」因「茲」逗留「延日」上。  
〔統日本紀〕卷第七、養老元年（七一七）四月

(38) 辛巳、初征東副使大伴宿祢益立、臨「発授」從四位下。而益立至「軍」、數愆「征期」、逗留不「進」。徒費「軍糧」、延「引日月」。由「是」、更遣「大使藤原朝臣小黒麻呂」。到即進「軍」、復「所」亡「諸塞」。於「是」、詔責「益立之不」進、「奪」其從四位下。  
〔統日本紀〕卷第三十六、天応元（七八一）年九月

(37)は、僧侶らの勝手な医療行為を禁じる詔の一部である。重病で救護の必要のある患者がいた場合は、僧綱を通した上で、期間を定めて僧を派遣する、訪問先で長逗留することのないように、と述べている。日を経過させることは「延日」と表現されている。(38)では、大伴宿祢益立が從四位下を得て征東副使となったにもかかわらず、進軍させずに、いたずらに軍糧を消費し、日月を引き延ばしていた。そこで、代わりに藤原朝臣小黒麻呂を派遣して軍を進め、益立の位階を剥奪した。ここでの「延引日月」は、進軍する日時を先延ばしにして時間を経過させることをいう。

このように、正倉院文書あるいは『統日本紀』において、「日」を経過させることを「延日」「延引日月」とする例がみられ、漢語表現としても自然であることが分かる。こういった例に照らせば、正倉院文書の「日可延廻」「日不廻」「勿廻日時」といった表現は、上代文献・資料の中においては、やはりやや特殊であると言わざるを得ない。では、これらの表現の出自はどこかと考えれば、まずはやはり、先述した漢籍の「遲廻日月」「遲廻者三日」「遲回十余日」のような例とのかかわりが挙げられるだろう。漢籍における「廻」字に、「日」や「時」と結びついて直接的に時間の経過を意味する用例がほとんど見いだせない点は気にかかるが、「為すべきことを為さない」ことにより、結果的に時間の経過がもたらされるところから拡大した用法だと理解してよいと思われる。

加えて、正倉院文書において「延」「廻」両字の使用される文脈上の近さも後押ししたのではないか。「延」字の基本的な字義は、「行也」(『説文解字』「平長也及也久也進也」(天治本『新撰字鏡』)とあるように直線的な動きや広がりを表し、らせん状の動きを表す「廻」字とは、字義自体は重なりを持たないといえる。しかし、「延」や「廻」が「怠延」「怠廻」「延廻」などの熟語となり、仕事の先延ばしを禁ずる文脈において用いられる中で、「延」字と「廻」字とが近い字義を持つものとして認識されていたのではなからうか。「日廻」や「廻日時」という表現は、日を経過させることを「延日」「日延」と表現するところから、類推・派生して用いられたのではないかと推測される<sup>三五</sup>。

## おわりに

以上本稿では、「廻」字の字義・用法を検証した上で、正倉院文書において仕事の先延ばしを禁ずる表現に用いられる「延廻」「怠廻」「廻怠」という熟語および、「廻」字を用いた表現の特殊性について考察してきた。考察結果をまとめると以下のとおりである。漢語としての「廻」字には、「為すべきことを為さない」という意味がある。上代文

献・資料には、該当する意味の用例はほとんど見いだせないものの、正倉院文書における「延廻」「怠廻」「廻怠」の「廻」字は、そういった漢語の用法に依拠して使用されたものであり、その契機としては、律令や律令注釈があったのではないかと考えられた。

ただし、「延廻」「怠廻」「廻怠」という熟語は、同時代あるいはそれ以前の漢籍・仏典等には見いだしがたく、日本の文書の表現として独自に作られたものとみてよい。期限を守ることは、寺院の造営や写経事業などの仕事を円滑に進めるために不可欠である。「廻」字が、時間の経過を表す「延」字や、宮人の勤務評定に大きく関わる「怠」字と

組み合わせられ、「不得」「不可」等の禁止表現を伴うことによって、期日の決まった案件や、急を要する案件の遅滞を防ぐための表現として有効に用いられているといえる。

一方、「日可延廻」「勿廻日時」「日不廻」のように、「廻」字が「日(日時)」を経過させる意味で用いられる例もある。漢語では、「廻」字が「日」や「時」と結びついて「時間を経過させる」という意味を表す例は、今のところほとんど見いだされないが、為すべきことを為さなければ結果的に時間の経過をもたらすところから拡大され、正倉院文書中の「延」字と「廻」字との使用文脈の近さから派生した用法ではないかと考えられた。なお、こういった用法は上代では正倉院文書にのみみえるが、平安時代以降の諸資料には用例が検出できる<sup>三六</sup>。

正倉院文書には、漢語にはみえない熟語や、他の同時代資料にはみえないことばが散見する。古代官人らの言語生活を知るためには、さらなる注釈作業が必要である。また、実用文書特有の表現が、どのように後の時代へ展開していくのかも、今後視野に入れて考えるべき課題である。

## 【注】

- 一 拙稿「正倉院文書における督促の表現——怠延を中心に——」(『正倉院文書の歴史学・国語学的研究』和泉書院、二〇一六年)。
- 二 「廻」字は「<sup>三</sup>」の「廻」とつくることもあるが、以下「廻」字で統一する。

- 三 『漢語大詞典』には、明代の例として、「両崖翳蔥蔽日、清流延廻、橋跨其上、不知流之所去」（徐弘祖『徐霞客遊記』）、洪流即瀟浦、列障亦廻延（王寵「日發胥口經湖中瞻眺」詩之一）が挙げられている。ただし両者とも、川の流れや山の連なりが曲線を為すことをいう。正倉院文書の「延廻」「廻延」が仕事の遅れや先延ばしをいうのとは意味が異なっている。桑原祐子氏『正倉院文書の訓読と注釈——造石山寺所解移牒符案（二）——』平成22年度く25年度科学研究費補助金研究成果報告書Ⅰ「正倉院文書による日本語表記成立過程の解明」二〇一四年三月）では、「延廻」について、「具体的な期日が指定されている場合か、緊急を要する場合に用いられる」「上位者から下位者に対して発せられ、『不得延廻（期限を延ばしてはならない）』という禁止表現に用いられる」と指摘され、個々の用例の解釈が示されている（41～42頁）。
  - 五 写真で見ると「摧」字であるが、文脈からみて「進」の誤字であると考えられるので「進」に訂正した。
  - 六 「早速」の語義・用法については、桑原祐子氏「正倉院文書の『早速』——和製漢語のうまれる場面」（『叙説』四〇号、二〇一三年三月）に詳しい。
  - 七 原文は「社下月」となっているが、「社下月人」（続々修四ノ二十一）<sup>5</sup>、十六ノ一二二～一二三）などから、「月」の下は「人」字の脱字があるともみてよい。
  - 八 「卅」の上から「二」を上書して訂正している。
  - 九 横田拓実氏「天平宝字六年における造東大寺司写経所の財政」（『史学雑誌』七二—一九六三年九月）、直木孝次郎氏「難波使社下月足とその交易」（『奈良の都』吉川弘文館、二〇〇九年）
  - 一〇 滝川政次郎氏「万葉集卷十八の戯文戯歌の新解釈」（『萬葉律令考』東京堂出版、一九七四年）
  - 一一 西一夫氏「大伴家持と池主の贈答——池主の戯歌を中心に」（『萬葉』一四八号、一九九三年十月）
  - 一二 「小右記」には「右近真手結、而依伊勢使立今日延引云々、去三日左近荒手結、而依雨延引、次々延廻云々」（正暦四年五月七日）など十一例みえる。また「類聚符宣抄」所収の太政官符の末尾には、「諸国承知、依宣行<sub>レ</sub>之、不得延廻、符到奉行」（巻六、延長三年十二月十四日）とある。
  - 一三 「大日本古文書」では「週忌」と翻刻しているが、写真で見ると「週」ではなく「廻」字であることが確認できる。
- 不得週忌**
- 一四 原文では、「散位」に一重丸囲みが施されており、右に小字で「左大舍人」と訂正されている。
  - 一五 原文では、「丈部石床」に一重線が引かれ、右に小字で「秦里人」と訂正されている。
  - 一六 「廻、同回」（『字彙』）、「廻、同回」（『正字通』）により、「廻」「回」を同字として扱う。
  - 一七 中田祝夫氏『古点本の国語学的研究三 訳文編』（講談社、一九五八年）
  - 一八 なお、「遅廻（回）」には、「或遅廻於流俗、遣子遙於人間」（『抱朴子』内篇 对俗）のように、ある場所をうろうろと歩き回る、「徘徊」に近い意味での用例もある。
  - 一九 注1拙稿。
  - 二〇 日本思想大系『律令』（岩波書店、一九七六年）「解説」（井上光貞氏執筆）。
  - 二一 宮川久美氏「万葉集一七三一番『布麻越者』について」（奈良佐保短期大学『研究紀要』十六号、二〇〇九年三月）
  - 二二 漢語で「廻日」といえば、日が経過することではなく、帰還する日のことや、『淮南子』にみえる「魯の陽公が沈みかけた太陽を呼び戻した」という故事に基づいて「太陽を呼び戻す」という意味に用いられる。
  - 二三 木簡には、日の先延ばしを禁じる表現として、「不過日時」（『平城宮木簡 一』五四号）もみえる。
  - 二四 『日本書紀』『古事記』『風土記』『万葉集』には、時間を経過させる意味での「延」字の例は見いだせなかった。

二五 倭語として、日や時間を「めぐらす」という表現の類は上代文献に見いだすことができない。時代を下って見渡しても、時間の経過を表す「めぐらす」の用例は、注26に挙げた『平家物語』等の軍記物語における用例以外、現段階ではめぼしいものを見つけることができていない。少なくとも上代において、「日(時)をめぐらす」という語の表現が先にある。また、漢語には、「子孫之福、不旋日而至」(『漢書』卷七十五・李尋列伝)のような「不旋日」という表現がある。「一日経たず(二すくじ)」という意味であり、参照すべきかと思われるが、上代文献・資料に「旋」字で時間の経過を表す例はみえない。

二六 時代を下ると、「日」や「時日」「時刻(剋)」を目的語に取り、「廻」字で時間の経過を表す例は、古記録・古文書類の中にもしばしばみられるようになる。用法としては、否定辞を伴う禁止表現ばかりで、正倉院文書にみえる「廻」字の用法を引き継いだものと思われる。

(前略)如此非常<sup>乃</sup>災難(筆者注:醍醐太上天皇の病氣)<sup>乎</sup>大菩薩厚護<sup>尔</sup>依<sup>豆</sup>奈可<sup>可</sup>弘除<sup>之</sup>。故是以從四位下行右馬頭藤原朝臣季方<sup>乎</sup>差使<sup>天</sup>奉出給<sup>布</sup>。掛良<sup>支</sup>大菩薩<sup>平</sup>具此由<sup>通知</sup>食<sup>下</sup>。不廻<sup>時</sup>日<sup>御</sup>惱<sup>乎</sup>令除<sup>愈</sup>給<sup>良</sup>。夜守日守<sup>利</sup>。常磐堅磐<sup>乃</sup>。護幸<sup>入</sup>給<sup>と</sup>恐美恐<sup>美</sup>も申給<sup>久</sup>申。

天曆六年二月十日 (石清水八幡宮田中家文書所収 朱雀上皇御告文)  
左大臣云、午一点参入、同時二剋日華門顛倒。雖二風吹二非二猛烈一、太奇事也。彼此云、今日内被二立上二計也。更不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>廻<sup>レ</sup>時剋<sup>レ</sup>者。(後略)

他にも用例は多く見いだされるが、用いられる資料の位相や文脈は固定的である。

なお、中世に入ると、「時刻をめぐらす」(高野本『平家物語』卷一・座主流)「時刻をめぐらし候まじ」(『平治物語』中巻)など、和語としての用例が見いだせる。これらは、前述の古記録や古文書類の表現から生まれたものではないかと推測するが、さらなる検討を要する。『角川古語大辞典』では、このような「めぐらす」について、「漢語『不旋踵』より生じて、形を転じた言い方。『時をめぐらす』の形で、時を移さず、遅滞せずの意を表す」と説明され、延慶本平家物語と金比羅本保元物語の用例が挙げられている。

## 【使用データベース・webサイト】

- ・ 東京大学史料編纂所データベース <http://www.vap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/>
- ・ CD-ROM版『雕籠古籍全文検索叢書』(全上古三代秦漢三國六朝文)
- ・ 台湾中央研究院「漢籍電子文獻」<http://hanji.sinica.edu.tw/>
- ・ 中國哲學書電子化計劃 <http://ctext.org/zh>
- ・ 故宮【寒泉】「古典文獻全文檢索資料庫」<http://lhnt.npm.gov.tw/s25/>
- ・ 東京大学「大正新脩大藏經テキストデータベース」<http://21dzkl.u-tokyo.ac.jp/SAT/>

## 【使用テキスト】

- ・ 正倉院文書——『大日本古文書』を元に、適宜写真版(『正倉院古文書影印集成』(八木書店)、宮内庁作成マイクロフィルム複製)にて確認。
- ・ 『日本書紀』『万葉集』——新編日本古典文学全集(小学館)
- ・ 『続日本紀』——新日本古典文学大系(岩波書店)
- ・ 『政事要略』『類聚三代格』『令集解』——新訂増補国史大系(吉川弘文館)

## 【附記】

本稿は、『文学・語学』二一七号に掲載された論文をもとに加筆・修正したものである。稿を成すにあたり、指導・助言を賜った方々に記して深謝申し上げる。